

令和 9 年度（2027 年度）整備
豊中市保育所・幼保連携型認定こども園
設置及び運営者募集要項
【開園：令和 10 年（2028 年）4 月 1 日】

豊中市こども未来部こども政策課

令和 8 年（2026 年）7 月



子どもにとって一番いいことは何か、考えよう。

※受付期間：令和 8 年（2026 年）7 月 1 日（水）～9 月 30 日（水）

目次

1. 募集の趣旨	2
2. 豊中市の状況	2
(1) 各年における 0～5 歳児童人口状況（各年 4 月 1 日住民基本台帳）	2
(2) 待機児童の状況	3
(3) 保育所等整備の状況	3
3. 募集地域等	3
(1) 募集地域・整備数	3
(2) 応募数の制限	3
4. 応募の資格・条件	5
(1) 応募の資格	5
(2) 応募の条件	6
5. 保育事業の概要等	7
(1) 事業規模	7
(2) 実施事業	7
(3) 設備・運営	8
(4) 保育所等用地等について	8
(5) 地域住民等への説明	9
(6) 市関係部局との調整	10
6. 保育所等整備に係る補助金等	11
7. 審査・選定	12
(1) 審査及び事業スケジュール	12
(2) 審査方法等	12
(3) 審査項目	14
(4) 選定後の手続き	15
(5) 設置・運営者決定の取り消し	15
8. 応募手続き	15
(1) 応募書類の提出について	15
(2) 応募に関する質問の受付・回答	16
9. 提出・問合せ先（事務局）	17
10. 提出書類一覧	18

1. 募集の趣旨

本市は、平成 25 年（2013 年）4 月に制定した「豊中市子ども健やか育み条例（平成 25 年条例第 23 号）」に基づき策定した「こどもすこやか育みプラン・とよなか」（第 3 期豊中市子育て・子育て支援行動計画）に則し、子育て・子育て施策を進めているところです。

これまで保育所等の施設整備や保育定員確保緊急対策事業による既存の保育所等の定員拡充等を実施し、多様な手法による保育定員の確保を進めてきました。その結果、4 月 1 日時点での待機児童については、平成 30 年（2018 年）から令和 4 年（2022 年）まで 5 年連続でゼロを継続してきましたが、保育需要の増加により、令和 5 年（2023 年）以降は継続して発生しています。

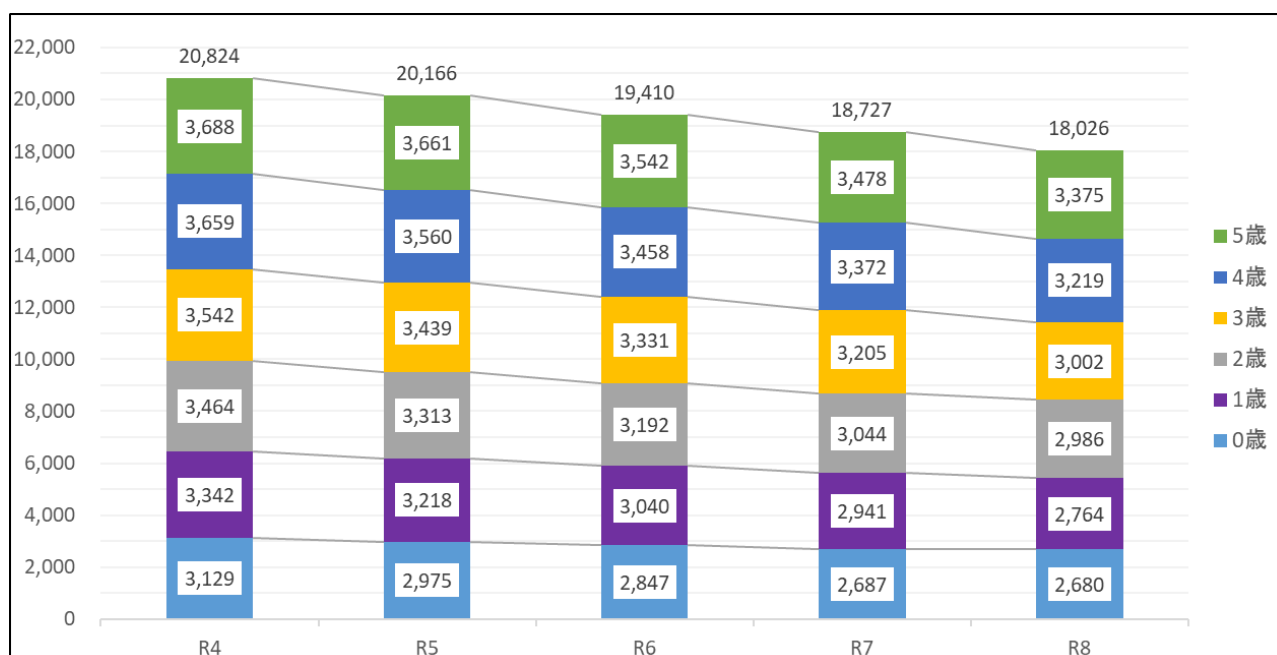
待機児童発生に加え、今後も保育需要が増加する見込みであることから、待機児童ゼロの達成・維持をめざし、保育所等の整備を行うものです。

本市と協働で豊中の未来の子どもたちのために、「保育所保育指針（平成 29 年 3 月 31 日厚生労働省告示第 117 号）」や「幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成 29 年 3 月 31 日内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第 1 号）」、「豊中市人権保育基本方針」等を基に運営していただきますようお願いいたします。

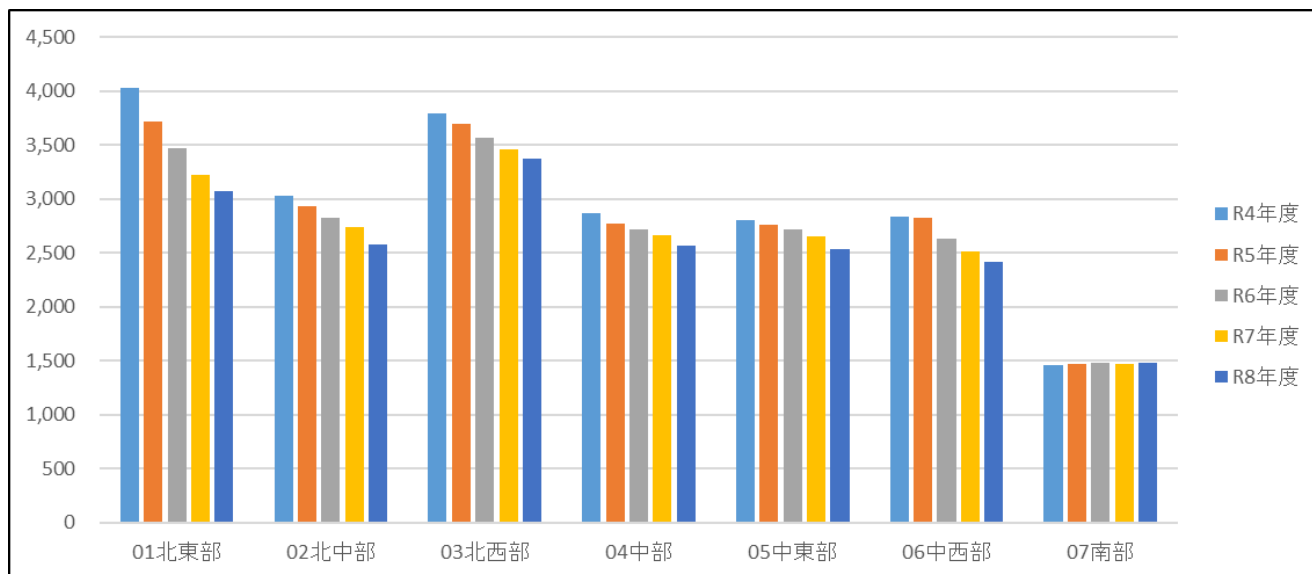
2. 豊中市の状況

（1）各年における 0～5 歳児童人口状況（各年 4 月 1 日住民基本台帳）

①市全域



②地域別



(2) 待機児童の状況

令和8年(2026年)4月1日時点での待機児童の状況は、市ホームページで公表しています。

https://www.city.toyonaka.osaka.jp/kosodate/hoikusho/hoikusyo_seibi/taikijidou.html

(3) 保育所等整備の状況

新規整備が決定した場合は、市ホームページで公表しています。

https://www.city.toyonaka.osaka.jp/kosodate/hoikusho/hoikusyo_seibi/hoikusyoseibi.html

3. 募集地域等

(1) 募集地域・整備数

募集地域及び整備数については下表のとおりとします。

募集 番号	募集地域	整備数
1	寺内1～2丁目、東寺内町、北条町1～4丁目、若竹町1～2丁目、小曾根1～3丁目、浜1～2丁目	1施設
2	庄内幸町4～5丁目、庄内西町4～5丁目、庄内栄町4～5丁目、庄内宝町1～3丁目、三和町1～4丁目、島江町1～2丁目、大黒町1～3丁目、日出町1～2丁目、大島町1～3丁目、庄本町1～4丁目、二葉町1～3丁目、神州町、千成町1～3丁目、三国1～2丁目	1施設

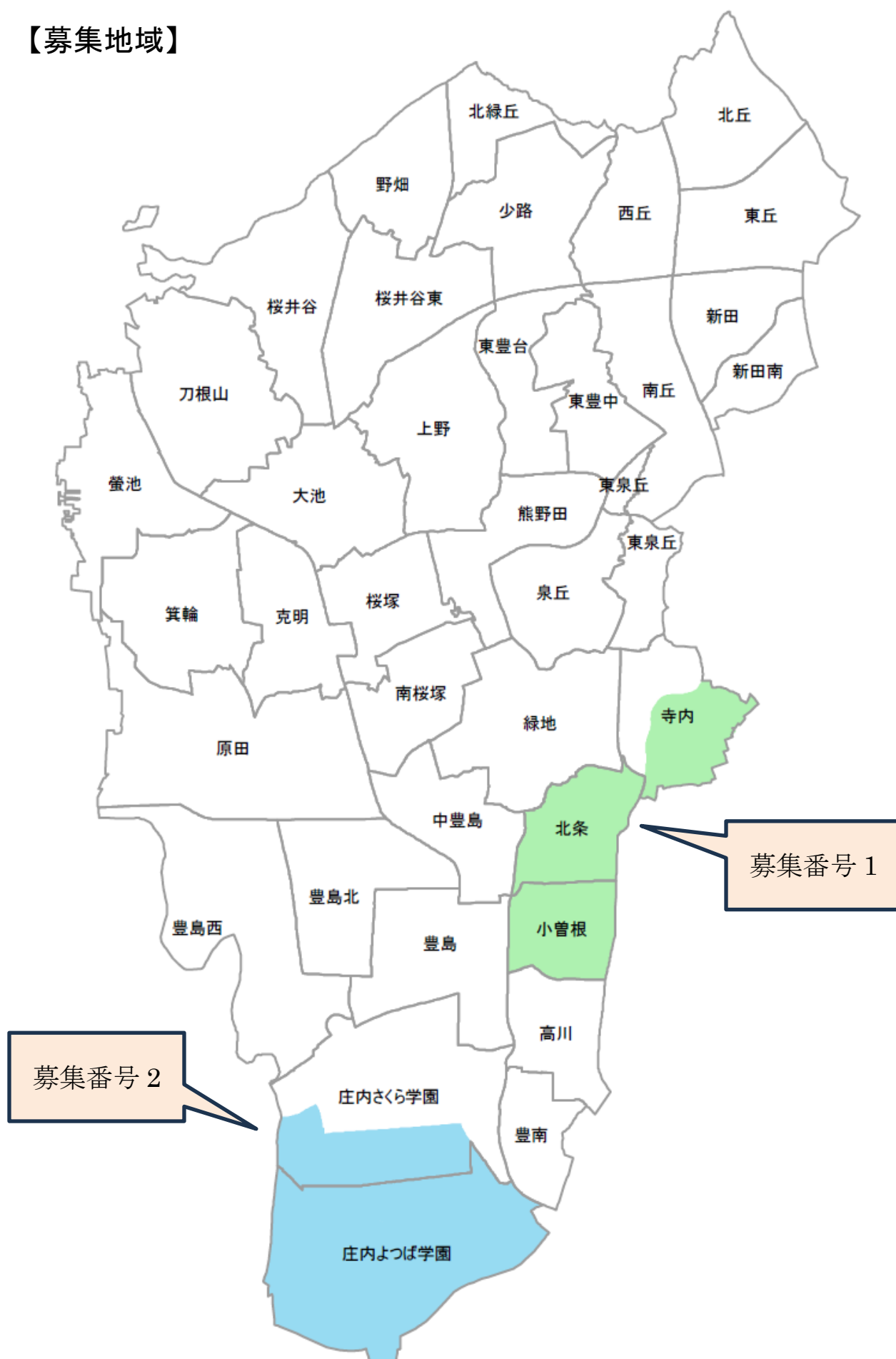
※地区計画及び建築協定等によって規制されている場合は、それに配慮してください。

(2) 応募数の制限

同一事業者が複数の募集番号に同時に応募していただくことは可能ですが、同一事業者が1つの募集番号に複数の応募をすることは不可とします。

なお、選定された案件については、全て事業化してください。

【募集地域】



4. 応募の資格・条件

(1) 応募の資格

《全事業者に対する条件》

- ア 応募日時時点で、法人格（社会福祉法人・学校法人・宗教法人・株式会社・NPO 法人等（以下「事業者」という。)) を有していること。
- ◆保育所及び幼保連携型認定こども園（以下「保育所等」という。）の認可要件を満たさないため個人事業主の応募は不可とします。
 - ◆保育所等整備に係る補助金について、就学前教育・保育施設整備交付金を活用される場合は、令和 8 年度から交付対象法人の取扱いが変更されており、学校法人が保育所を整備する場合や株式会社等については、交付の対象とはなりません。なお、保育対策総合支援事業費補助金については、従来通り全ての法人が交付対象となります。詳細は、「6. 保育所等整備に係る補助金等（P. 11）」をご参照ください。
- イ 応募日時時点で、認可施設（保育所、地域型保育事業所、認定こども園、幼稚園）を運営していること（休止中は除く）。
- ウ 社会福祉事業に熱意と見識を有し、良好な実績のある事業者であること。
- エ 関係法令を遵守し、応募事業者自らが保育所等を設置・運営すること。
- オ 保育所等設置に当たっては豊中市の認可を得ること。（豊中市保育所設置認可等要綱、豊中市幼保連携型認定こども園設置認可要綱の条件を満たすこと。）
- カ 児童福祉法第 35 条第 5 項第 4 号に掲げられた基準に該当しないこと。
- キ 過去 3 年の所轄庁による指導監査等において、文書指摘を受けていないこと。ただし、文書指摘を受けていた場合であっても、適正な改善報告がなされている場合は、指摘を受けていない場合と同様の扱いとする。
- ク 教育や保育内容については、「保育所保育指針（平成 29 年 3 月 31 日厚生労働省告示第 117 号）」及び「幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成 29 年 3 月 31 日内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第 1 号）」を基本とすること。
- ケ 市の保育理念を十分に理解し、保育行政について積極的に協力できること。
- コ 地域住民等への説明を事業者の責任において実施すること。
- サ 事業者又はその代表者が次の事項に該当しないこと。
- ◆公租公課を滞納している者
 - ◆地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当する者
 - ◆児童福祉法第 59 条第 5 項に基づく事業の停止等を命じられたことがある者、同条第 1 項に基づく報告に対し虚偽の報告等を行ったことがある者
 - ◆労働関連法令に違反し、官公署から摘発又は勧告等を受けている団体
 - ◆会社更生法および民事再生法等により更生又は再生手続きを開始している団体
 - ◆暴力団（豊中市暴力団排除条例（平成 25 年豊中市条例第 25 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）に該当し、又はその役員等が暴力団員（同条第 2 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）若しくは暴力団密接関係者（同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者をいう。以下同じ。）に該当する団体

《社会福祉法人又は学校法人以外の者に対する条件》

ア 保育所を経営するために必要な経済的基礎があること。(次の①～③を満たすこと)

①不動産について所有権を有しているか、国や地方公共団体からの貸与若しくは使用許可を受けていること。ただし、「不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合の要件緩和について（平成16年5月24日雇児発第0524002号、社援発第0524008号）」に定められた要件を満たしている場合には「必要な経済的基礎がある」と取扱う。

②保育所の年間事業費の12分の1以上に相当する資金を普通預金、当座預金等により有していること。

③直近の会計年度において、保育所を経営する事業以外の事業を含む当該主体の全体の財務内容について、3年以上連続して損失を計上していないこと。

イ 設置する保育所の経営担当役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）が社会的信望を有していること。

ウ 次の①及び②のいずれにも該当するか、又は③に該当すること。（②③下線部については、選定後に満たしていることを確認します。）

①実務を担当する幹部職員が、保育所等において2年以上勤務した経験を有する者であるか、若しくはこれと同等以上の能力を有すると認められる者であるか、又は、経営担当役員者に社会福祉事業について知識経験を有する者を含むこと。

②社会福祉事業について知識経験を有する者、保育サービスの利用者（これに準ずる者を含む。）及び実務を担当する幹部職員を含む運営委員会（保育所の運営に関し、当該保育所の設置者の相談に応じ、又は意見の述べる委員会）を設置すること。

③経営担当役員者に、保育サービスの利用者（これに準ずる者を含む。）及び実務を担当する幹部職員を含むこと。

《社会福祉法人に対する条件》

ア 「社会福祉法人に係る審査基準」（参考資料参照）を満たすとともに、社会福祉法等の法令を遵守していること。

イ 法人監査における指摘改善事項について、改善が図られていること。

（2）応募の条件

ア 令和10年（2028年）3月31日までに保育所等の整備を完了し、保育が提供できる体制を整え、令和10年（2028年）4月1日から開園すること。

イ 応募に関して要した費用や計画変更に伴って発生した費用については、すべて応募事業者の負担とすること。

ウ 選定後の協議や地域等への説明により、提案時の開園スケジュールが変更になる場合は、速やかに市と協議し計画変更を行い対応すること。

エ 基本設計内容（提案図面等）については、選定後においても可能な範囲で柔軟に変更が可能なものとする。

オ 開園月において、利用定員は認可定員と同数を設定すること。（開園翌月以降は在所児童数を鑑み、利用定員の調整が可能です。）

カ 開園月の前月当初までに、公定価格基本単価分（※1）の職員構成を整えとともに、最低基準（※2、※3）を満たすこと。

- ※ 1 特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について（令和 8 年 4 月 8 日こ成保 306 8 文科初第 172 号）参照
- ※ 2 豊中市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 24 年豊中市条例第 59 号）参照
- ※ 3 豊中市幼保連携型認定こども園の学級の編制，職員，設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年豊中市条例第 46 号）参照
- キ 事業開始時は必ず応募提案時の施設長を配置すること。（ただし、特別な事由による変更は除く。）
 ※特別な事由とは、施設長予定者の疾病や退職、個人の事情による勤務地域の大幅な変更等のやむを得ない事由をさします。人事異動等は特別な事由には含まれません。
- ク 運営開始後、保育所等の会計書類については始期 4 月、終期 3 月とし、施設毎に作成すること。

5. 保育事業の概要等

（1）事業規模

- ア 施設類型は、保育所又は幼保連携型認定こども園とすること。
 ◆整備方法は、創設（新規認可をとり、施設を設置すること）又は既存認可施設の定員増（既存施設の改修や増築など）とすること。（分園の設置による定員増は不可）
 ※幼保連携型認定こども園の場合、設置可能な法人格は認可要件上、社会福祉法人又は学校法人のみとなりますので、ご注意ください。
- イ 定員については、2 号・3 号で合計 80 名以上の設定とすること。併せて、幼保連携型認定こども園の場合は、1 号を 15 名以下の設定とすること。
 ◆既存認可施設の定員増の場合についても、既存定員に新規で定員 80 名以上を上乗せすること。
- ウ 定員の年齢構成については、0 歳～5 歳までとすること。
 ◆0 歳～5 歳の各年齢を必ず定員設定すること。（0 歳を設定せずに 1 歳～5 歳の設定とすることなどは不可）
 ◆既存認可施設の定員増の場合は、増加分の定員について、創設による年齢構成と同等のものとすること。
 ※例年 0 歳児については、4 月当初からしばらくの間、欠員が発生する施設もありますので、0 歳児の設定は最小限としてください。（別紙「令和 8 年（2026 年）4 月入所選考後欠員表」参照）
- エ 最終的な定員の構成については、市の指示に従うこと。

（2）実施事業

- ア 通常保育（日曜日、祝日及び 12 月 29 日から 1 月 3 日までを除く月曜日から土曜日まで）は午前 7 時から午後 6 時まで実施すること。
 ※開園当初及び年度当初の慣らし保育（入園当初の園児の保育環境適応のため通常保育時間より早い時間で保育提供を終了すること）については実施可能ですが、利用者の要望があれば通常保育の提供が可能な旨を十分周知すること。
- イ 少なくとも午後 7 時まで延長保育を実施すること。
- ウ 一時預かり事業及び乳児等通園支援事業（通称「こども誰でも通園制度」）を可能な限り実施すること。
- エ 障害児保育を実施すること。

オ 0歳児保育は、生後57日目からの産休明け保育を実施すること。

カ その他追加の事業（休日保育ほか）の提案も可。ただし、提案された事業の実施を約束するものではなく、実施事業の決定にあたっては、市との協議が必要となります。

（３）設備・運営

ア 「建築基準法」、「豊中市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」、「豊中市保育所設置認可等要綱」、「豊中市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例」及び「豊中市幼保連携型認定こども園設置認可要綱」等の関係法令の定めるところに従うこと。

◆調理室及び便所の設置については、衛生面、安全面に十分に配慮すること。（市保健所に確認すること。）

イ 敷地内に保護者が送迎の際に一時的に利用する自転車駐輪場所、ベビーカー置き場を設けること。

ウ 車による送迎に対応するため、原則として、施設内外を問わず駐車スペースを確保すること。ただし、駐車スペースを確保できない場合は代替案を提案すること。

エ 自転車駐輪場所や駐車スペースにおいて、朝や夕方など保護者の送迎が多くなる時間帯は、職員等により保護者や子どもの安全な動線を確保すること。

オ 敷地内に、給食の材料搬入や緊急時等に一時的に利用する車の駐停車スペースを確保し、敷地内に確保できない場合については、代替えとして近隣の駐車場を確保すること。

カ 敷地内に基準上必要な面積分の園庭（屋上園庭含む）を設けること。

（４）保育所等用地等について

ア 原則、保育所等のための不動産は自己所有とする。ただし、借用物件の場合は、下記のケの要件を満たすものに限る。

◆申し込みの際には、購入予定もしくは借用予定でも可とする。ただし、所有者からの承諾書の添付を必要とする。

イ 敷地外に出ることができる二方向の避難路が確保されているなど、保育所等として安全性が担保されていること。

ウ 隣地・道路との境界が確定している、又は市が指定する期日までに確定できる土地であること。

エ 抵当権等の保育所等整備に支障となるものが設定されていない又は市が指定する期日までに抹消できる土地であること。

◆定期借地権設定契約をもとに公正証書を作成し、当該物件の引き渡し後に、抵当権等が設定・登記される場合については、この限りでない。

オ 既存建物を活用する場合は、建築検査済証の交付が確認でき（紛失している場合は台帳記載事項証明書）、増築を行う場合は、建築基準法に基づく増築であること。（施設の延床面積が200㎡を超える場合は、建築基準法で定める保育所等への用途変更が必要）

カ 土地・建物所有者が住民税又は法人住民税、固定資産税、都市計画税等を滞納していないこと。

キ 土地・建物所有者が「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行うものでないこと。

ク 保育所等の整備にあたり地域住民等の理解が得られる土地、建物であること。

◆事業用地の確保、用地所有者との交渉や地域住民等との折衝については、事業者の責任において行うこと。用地所有者との交渉や地域住民等との折衝には市は関与しないことを前提とする。

ケ 土地及び建物を国又は地方公共団体以外から借用する場合は、次の条件を満たすこと。

《社会福祉法人》

- ◆不動産については、地上権又は賃借権を設定し、かつこれを登記しなければならない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、地上権又は賃借権の登記を行わなくてもよい。（①下線部については、選定後に満たしていることを確認します。）

①建物の賃借期間が賃貸借契約において運営開始予定日から10年以上

②貸主が、地方住宅公社若しくはこれに準ずる法人、又は、地域における基幹的交通事業者等の信用力の高い主体

- ◆賃借料が、地域の水準に照らして適正な額以下であるとともに、安定的に賃借料を支払い得る財源が確保されていること。また、賃借料及びその財源が収支予算書に適正に計上されていること。

《社会福祉法人以外の者》

- ◆不動産については、地上権又は賃借権を設定し、かつこれを登記しなければならない。ただし次のいずれかに該当する場合は、地上権又は賃借権の登記を行わなくてもよい。（①下線部については、選定後に満たしていることを確認します。）

①建物の賃借期間が賃貸借契約において運営開始予定日から10年以上

②貸主が、地方住宅公社もしくはこれに準ずる法人、又は、地域における基幹的交通事業者等信用力の高い主体

- ◆賃借料が、地域の水準に照らして適正な額以下であるとともに、安定的に賃借料を支払い得る財源が確保されていること。

- ◆当面の支払いに充てるための①1年間の賃借料に相当する額と②1,000万円（1年間の賃借料が1,000万円を超える場合には当該1年間の賃借料相当額）の合計額の資金を安全性がありかつ換金性の高い形態（普通預金、定期預金、国債等）により保有していること。

（5）地域住民等への説明

ア 応募前

- ◆実際に保育事業等を実施するにあたり、影響があると判断される範囲に対しては、事業者の責任において保育所等の整備・運営に関する住民説明会等を実施すること。また、説明範囲、内容等は事業者の判断のもと決定すること。
- ◆地域住民説明会等を実施した後に、基本設計内容に住民の要望等の反映ができるように進めること。
- ◆施設を利用する保護者はもとより、地域住民等との信頼関係を築けるよう説明すること。

イ 選定後（基本設計立案時）

- ◆地域住民等に整備計画や運営等について説明すること。
- ◆選定後においても、基本設計内容に地域住民等の要望等の反映ができるように進めること。

ウ 工事開始前（工事計画案確定後）

- ◆施設の設計や工事の実施にあたっては、次の事項等について応募前・選定後（基本設計立案時）・工事開始前（工事計画案確定後）において、地域住民等へ十分な説明を行うこと。

【主な説明事項】

- ①建物の位置と高さ（日照） ②出入口の位置（駐車場含む） ③換気扇の位置と向き
④窓等の位置と大きさ（高さ） ⑤植栽樹木等の管理 ⑥工事車両の搬出入経路

- ⑦保護者や園児の安全な動線の確保と交通安全対策 ⑧防音対策 ⑨工事騒音や振動
⑩地域住民等から要望のある事項 ⑪その他

エ 前記項目等（ウの項目や事業者において必要だと判断される項目）について説明した結果については、別添に定める様式を作成して応募すること。（事業者で予定している整備計画の概略も添付すること。）

オ 選定後に説明会等を実施する際は、必ず市へ書面で報告（実施前・実施後）すること。

【地域住民等への説明（イメージ）】

実施時期	事業者（応募事業者）	説明の考え方（応募前）
応募前	応募事業者において、市の施策、待機児童の状況とともに、基本設計等（図面・整備計画等）をもとに地域住民等に対して説明を行う。また、説明を実施する範囲（地域住民等の範囲）については、隣接、登降園時の経路になる地域を考慮し、地域の状況等から <u>応募事業者が判断するもの。</u>	応募前の説明については、丁寧な説明を行うこと。
選定後（基本設計立案時）	選定事業者において、実施設計を始める前に改めて基本設計を基に地域住民に保育所等整備の説明を実施し、地域住民等の意見を反映することで実施設計とすること。	選定後の説明については、保育所等設置・運営者として選定されたものの、あくまでも計画段階であって、地域住民等の意見を反映し理解を示す説明であること。
工事開始前（工事計画案確定後）	選定事業者において、工事概要について説明を行い、可能な限り地域住民等の意見を反映した工事概要とすること。	工事計画（案）確定後の説明については、実際の工事実施に係る具体的な説明を実施し、可能な限り地域住民等の意見、要望を反映し理解を深めていく説明であること。

（６）市関係部局との調整

- ア 「豊中市土地利用の調整に関する条例（平成 16 年豊中市条例第 31 号）」の手続き等については、市都市計画推進部開発審査課と協議を行うこと。
- イ 設計（案）を作成する際は、あらかじめ市都市計画推進部建築審査課及び管轄の消防局等に相談し、その指導に従うこと。
- ウ 調理室、調乳室等の構造設備については、図面作成時にあらかじめ市保健所に相談し、その指導に従うこと。
- エ 上記条例等に関する全ての質問については、本募集で指定する質問方法で受け付けします。（P. 16 参照）

6. 保育所等整備に係る補助金等

保育所等整備に係る補助金は、応募いただいた案件が国の就学前教育・保育施設整備交付金及び保育対策総合支援事業費補助金その他の補助金等の対象事業となった際に本市から事業者へ交付します。ただし、下表は現行国制度等に基づくものであり、変更となる可能性があるため、保障されたものではありません。補助金が見込みどおり得られなかった場合においても市は補填等を行うことはできませんので、ご了承のうえ、自己資金を含む資金計画には十分な余裕をもってご応募ください。また、社会福祉法人においては、社会福祉法に照らして適正な運営をしていない場合、補助金の対象とならない可能性があります。加えて、整備補助金の予算に限りがあるため、事業費が整備補助金の予算の範囲を超える場合は調整を行います。

なお、保育所等整備に係る補助金を活用せずに、自主財源による整備での応募も可能です。

【補助対象経費等】

工事種別	創設・増築		改修
補助対象者	保育所	社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人又は公益財団法人	全ての法人
	幼保連携型認定こども園	社会福祉法人又は学校法人	
補助対象経費①	参考資料「就学前教育・保育施設整備交付金交付要綱」別表 1-1 の対象経費		参考資料「保育対策総合支援事業費補助金交付要綱」別表の対象経費 (1) 賃貸物件による保育所等改修費等の①
補助基準額②	保育所	参考資料「就学前教育・保育施設整備交付金交付要綱」別表 2-1	参考資料「保育対策総合支援事業費補助金交付要綱」別表の基準額 (1) 賃貸物件による保育所等改修費等の①
	認定こども園（保育部分）		
	認定こども園（教育部分）	参考資料「就学前教育・保育施設整備交付金交付要綱」別表 2-2	
交付額（上限）	「補助基準額②」と「補助対象経費①」の3分の2と「総事業費から寄付金その他の収入を差し引いた額の3分の2」とを比較していずれか少ない方の額を補助基本額とし、補助基本額に8分の1を乗じた額を加えた額（＝補助基本額×（1+1/8））		「補助基準額②」と「補助対象経費①」と「総事業費から寄付金その他の収入を差し引いた額」とを比較していずれか少ない方の額を補助基本額とし、補助基本額に4分の3を乗じて得た額（＝補助基本額×3/4）

※保育所等整備に係る補助金を活用した建物の耐用年数（「こども家庭庁告示第9号」参照）以前に保育所等を廃止又は建物を除去した場合、補助金の一部返還（財産処分）をしていただく場合があります。

※応募段階において、事務局が補助金の試算を行うことはできません。

7. 審査・選定

(1) 審査及び事業スケジュール

本募集におけるスケジュールは次のとおりです。変更等が生じた場合は、応募者に対して改めて通知します。保育所等開設までの詳細な流れは、別紙「応募スケジュール」をご参照ください。

項目	日程	
	第1次審査を実施する場合 (応募が4者以上)	第1次審査を実施しない場合 (応募が4者未満)
募集要項の公表	令和8年(2026年)7月1日(水)	
募集内容説明会	令和8年(2026年)7月30日(木)	
質問の受付	令和8年(2026年)9月9日(水)午後5時15分まで ※電子メールにて受付	
質問の回答(最終)	令和8年(2026年)9月18日(金)午前9時 ※市ホームページにて回答を公表	
申込書の提出期限	令和8年(2026年)9月30日(水)午後5時15分まで	
第1次審査(書類審査) ※応募が4者以上となった場合のみ実施	令和8年(2026年)11月上旬	実施なし
第1次審査結果の通知 ※電子メールにて通知	令和8年(2026年)11月中旬	—
第2次審査(ヒアリング審査) ※日時・場所等は書類審査終了後に電子メールにて通知	令和8年(2026年)12月上旬	令和8年(2026年)11月上旬
第2次審査結果の通知 ※電子メールにて通知	令和8年(2026年)12月中旬	令和8年(2026年)11月中旬
協議・保育所等整備期間	選定後～令和10年(2028年)3月 ※社会福祉法人が選定された場合は、社会福祉法人等設立認可専門分科会へ諮問のうえ、市補助金の交付を決定します。	
保育所等開設	令和10年(2028年)4月1日	

(2) 審査方法等

- ア 1つの募集番号に対して応募事業者が4者以上あった場合のみ、事前に第1次審査(書類審査)を行い、第2次審査(ヒアリング審査)の対象者を3者に絞ります。
- イ 第1次審査(書類審査)を通過した応募事業者に対し、提案書に基づく第2次審査(ヒアリング審査)を行い、審査基準に基づく総合評価で1位の者を保育所等設置・運営者として選定します。
- ウ 第1次審査(書類審査)及び第2次審査(ヒアリング審査)の結果、それぞれの審査において、全体配点(地域点を除く)の60%未満の応募事業者は、順位が1位の場合であっても保育所等設

置・運営者として選定しません。

- エ 本募集要項に基づく事業者の決定については、市が設置する選定委員会で審査を行います。審査結果は、選定委員会として最終合議のうね一本化して確定します。なお、選定委員会の会議は非公開とし、審査の途中経過に関する質問や審査結果等の決定に対する異議等は一切受け付けません。

《第2次審査（ヒアリング審査）》

- ◆当日の出席者は、3 人以内とし、全てこの事業に携わる者としします。可能な限り事業責任者及び施設長就任予定者が出席してください。
- ◆第2次審査の日程及び詳細については、改めてご連絡します。
- ◆各応募事業者につき 20 分以内のプレゼンテーションの後、質疑応答を行います。（全体で約 1 時間）
- ◆応募書類以外にプレゼンテーションで使用する資料（電子データ、紙媒体を問わない）がある場合は、事前に提出していただきます。（提出時期等の詳細は、別途、市からご連絡します。）
- ◆パワーポイント等を使用する場合に必要な機材は全て、応募事業者で用意してください。本市は、スクリーンと電源のみ用意します。

《その他》

- ◆本募集要項による応募及び協議については、開設予定の事業者が直接行うこととします。
- ◆選定結果は、全応募事業者に書面にて通知するとともに、市ホームページでも公表します。

(3) 審査項目

部門	項目	内 容		配点
保育サービス関係	基本運営方針等	児童福祉の視点・公共性・公益性を持ち、社会的使命を担っている事業者であること	応募の目的や保育所等運営の基礎となる運営方針、これまでの実績について、評価・審査を行います。	25
	保育理念等		保育理念及び保育所保育指針の理解と保育計画等作成時の考え方について、評価・審査を行います。	20
	保育内容等	子どもの未来の発育・育ちを重視し、子どもの視点に立った優良な保育を実施しており、市の保育理念も理解していること	保育の質の向上に向けての取り組み(研修体制、職員間の連携体制、保育の評価体制)、児童に対する保健衛生や食に関すること(食育、食物アレルギー対応)、地域活動への貢献、豊中市人権保育基本方針に基づく人権保育等(同和保育・障害児保育・男女共同参画保育・多文化共生保育・児童虐待・DV)及び不適切保育への対応等について、評価・審査を行います。	75
	対応能力等	安定した運営を実施していくための対応能力を有していること	保護者対応の姿勢、苦情解決体制や保育所等の安全管理体制等(事故防止策、施設管理、防災防犯対策)について、評価・審査を行います。	25
	運営計画等	保育所等の開所に向けての準備、適切な施設計画であること	保育所等開所に向けての地域住民等への対応、保育環境を向上することができる施設となっているか、職員確保方策、開園以降の職員配置の考え方等について、評価・審査を行います。	40
	労務関係	日々の保育を充実するために、職員の安定雇用を考慮した労働環境の確保等がされていること	労働関係法規を遵守した運営を行っているか、昇格・昇給体制、スキルアップ体制、人材定着のための考え方等について、評価・審査を行います。	10
	財務関係	運営にあたっての安定性・継続性が担保されていること	子どもや保護者が安心して保育サービスを楽しめることができるかどうかの視点にたち、事業者の財務状況等について、評価・審査を行います。	5

(4) 選定後の手続き

選定を経て決定した事業者は、関係法令はもとより本募集要項の諸条件を遵守し、提出した各計画等は必ず履行してください。また、改めて保育所等認可申請等を行っていただきますが、本選定で認可予定事業者となることをもって、保育所等の認可を確約するものではありません。

(5) 設置・運営者決定の取り消し

- ア 保育需要や待機児童の状況等から、決定を取り消すことがあります。
- イ 保育所等の設置・運営が困難と市が判断した場合は、決定を取り消すことがあります。
- ウ 下記の行為を行った場合、事業者を失格とします。また、選定結果通知後に下記の行為を行った場合は、決定された場合であっても、結果を取り消し、事業者を失格とします。
 - ◆選定の前後に、事業者が選定委員に直接・間接を問わず連絡を求め、または接触した場合、そのほか市民の疑惑や不信を招くような行為をしたと認められる場合。
 - ◆他の応募事業者と応募提案の内容又はその意思について相談を行った場合や、選定終了までに他の応募事業者に対して応募提案の内容を意図的に開示した場合、その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為をしたと認められる場合。
 - ◆応募書類の内容に、重大な不備や虚偽の記載があったと認められる場合。
 - ◆応募書類の提出後、次の事項が確認された場合。
 - ①重要事項（整備場所、施設構造、施設規模、定員、階数、資金贈与者等）を市の承諾なく変更した場合。（重要事項に該当しない変更についても随時事前に協議が必要です。）
 - ②預金残高が必要とされる自己資金額に満たないと確認された場合。
 - ③建設用地について、建築基準法等による制限について各所管課と協議を行っていないと確認される場合。
 - ④応募後の市からの指示事項に正当な理由なく従わない場合。
 - ⑤上記のほか、本市が不適切と認める場合。

8. 応募手続き

(1) 応募書類の提出について

- ア 提出先（事務局）
豊中市 こども未来部 こども政策課 認可指定係
豊中市中桜塚 3-1-1（豊中市役所第二庁舎 3 階）
TEL:06-6858-2452（直通） FAX:06-6854-9533 E-mail:ninka-shidou@city.toyonaka.osaka.jp
- イ 提出期限
令和 8 年（2026 年）9 月 30 日（水）午後 5 時 15 分まで
※提出書類の分割提出は認めません。また、本市による指示以外で期限後の書類の追加提出や差し替えはできませんので、余裕をもってご提出ください。
- ウ 提出方法
 - ◆事前にお電話にてご連絡のうえ、持参してください。（郵送不可）
 - ◆持参に加え、以下の URL から電子データを豊中市電子申込システムで提出してください。
https://apply.e-tumo.jp/toyonaka-city-u/offer/offerList_detail?tempSeq=11687
- エ 提出書類
 - ◆必要書類：「10. 提出書類一覧（P.18）」のとおり

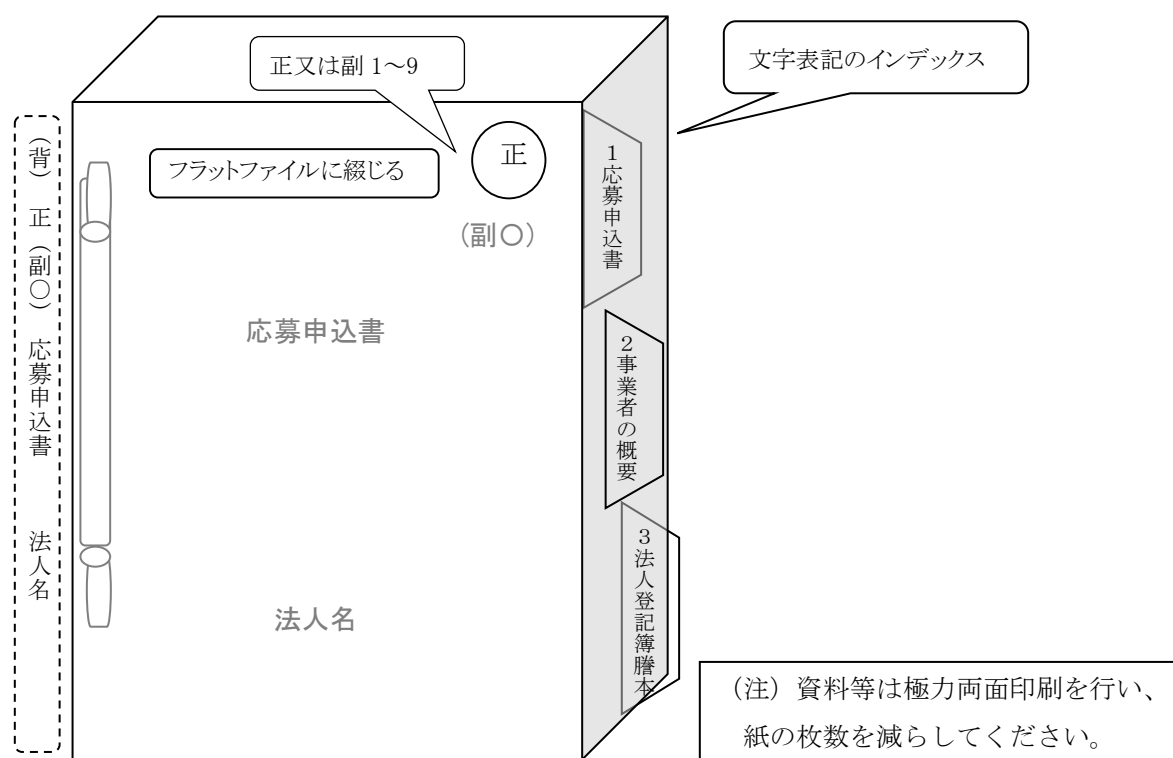
※各様式については、市ホームページから取得してください。窓口での配布は行いません。

◆提出部数：正本1部、副本9部（コピー可）

※事業者の拠点が多数にわたる場合は、決算書類を別冊で作成し、正本1部、副本5部を提出してください。

◆形式：所定の様式以外は原則としてA4判（縦）（図面はA3判）。「10. 提出書類一覧（P.18）」の順番に並べ、下図のとおり適宜インデックスを付け、フラットファイルに綴じて提出。

◆提出された書類は、豊中市情報公開条例（平成13年豊中市条例第28号）に定めるところにより、不開示情報を除き公開される場合があります。なお、開示の対象は、選定を経て決定した事業者のみとします。



(2) 応募に関する質問の受付・回答

本募集要項等の内容に関する質問は、下記の方法により提出すること。

ア 質問及び回答の方法

◆市ホームページに掲載している質問書に質問内容を簡潔にまとめ、事務局あてに電子メールにて提出してください。（電話での質問は受け付けません。）

◆回答については、随時、市ホームページで公表します。

◆応募する際には、回答内容を確認し、提出書類等を作成してください。

イ 質問提出期限

令和8年（2026年）9月9日（水）午後5時15分

ウ 質問に対する回答の最終公表日時

令和8年（2026年）9月18日（金）午前9時

※都合により日程を変更する場合があります。

(3) 募集内容説明会

本募集に関する募集内容説明会を開催します。本説明会は任意参加になりますので、説明会への参加がなかった場合でも応募いただけますが、意欲のある事業者様の参加をお待ちしております。

ア 日時

令和8年(2026年)7月30日(木)

午後2時～ 豊中市役所第二庁舎4階第1会議室

イ 内容

① 募集概要の説明

② 質疑応答

※閉会后、会議室を1時間程度開放します。

ウ 参加対象者

① 就学前施設運営事業者(既に運営実績のある事業者)

② 一般社団法人大阪府宅地建物取引協会北摂支部が推薦する者

③ 公益社団法人全日本不動産協会大阪府本部が推薦する者

④ その他市が認める者

※就学前施設に係る運営・設計・開発及び土地活用提案に係る事業者様のご参加をお待ちしています。

エ 注意事項

- ・前日17時00分までに参加する旨(法人名、参加者氏名、連絡先)を事務局にメールを送付してください。
- ・説明会への参加は、1事業者につき3人までとします。

9. 提出・問合せ先(事務局)

豊中市 こども未来部 こども政策課 認可指定係

豊中市中桜塚3-1-1(豊中市役所第二庁舎3階)

TEL: 06-6858-2452(直通) FAX: 06-6854-9533

E-mail: ninka-shidou@city.toyonaka.osaka.jp

10. 提出書類一覧

項目	内容	様式
1-①応募申込書	応募申込書	様式 1
1-②事業者の概要	事業者の概要	様式 2
	監査の状況に関する書類（監査結果通知書、改善報告書等）	様式自由
	代表者及び施設長 履歴書	様式 3
	現在運営している施設又は事業に関する資料（パンフレット等、概要が分かるもの）	様式自由
1-③法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）	法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）（応募申込日前 3 か月以内に発行されたもの）	原本
1-④定款又は寄附行為	定款又は寄附行為（最新のもの）	原本の写し
2 事業予定地・建物の権利関係等	事業予定地の現況写真	様式自由
	事業予定地の土地登記簿謄本	原本
	〔既存建物を転用する場合〕事業予定建物の現況写真	様式自由
	〔既存建物を転用する場合〕事業予定建物の建物登記簿謄本	原本
	〔新耐震基準以前の既存建物を転用する場合〕事業予定建物の耐震診断結果等耐震性が証明できる書類	原本の写し
3 保育所等（設置・運営）計画書	保育所等（設置・運営）計画書	様式 4-1
	〔既存建物を転用する場合〕建物の確認済証及び検査済証（紛失している場合は台帳記載事項証明書）	原本の写し
	不動産所有者からの承諾書	様式自由
4 各室面積表	各室面積表	様式 4-2
5-①整備スケジュール	開設までの日程表	様式自由
5-②基本計画図面等	①位置図 ②配置図 ③平面図 ④施設の状況（パース図・写真等） ⑤立面図	様式自由

項目	内容	様式
6-①基本運営方針等	運営方針等説明書 (1) 応募の目的・動機 (2) 事業者の児童福祉や地域福祉の関わり (3) 保育理念 (4) 年間保育計画・指導計画策定の考え方 (5) 保育の質の向上のための方策 (6) 子どもの健康状況を把握するための方策 (7) 地域貢献の方策 (8) 人権保育の考え方と進め方 (9) 保育所等における虐待等・不適切保育への対応 (10) 保護者対応の視点・苦情解決体制・システム等の視点 (11) 保育所等における安全管理や安全確保のための方策 (12) 開設準備時・開設後の職員体制について (13) 開設施設計画等 (14) 労働環境の確保・安定雇用のための方策について (15) 経営の安心・安全性、応募事業の収支・資金計画	様式 5-1 ~ 様式 5-15
6-②従事職員計画(開設後)(採用・雇用方法を含む)	◆資格、経験(採用資格、実務経験について) ◆雇用形態(常勤職員とその他職員について) ◆研修体制(採用時、従事後)	様式自由
※右記◆について記載すること	従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表(シフト表)	様式 6
6-③労働基準法等の規定に関する書類 ※現在運営する施設等に関する右記の書類	就業規則(労働基準監督署受付印のある事業主控) ※賃金等の別規定も含めて提出のこと	様式自由
	時間外労働・休日労働に関する協定届(労働基準監督署受付印のある事業主控)	法定様式
	前年度労働保険概算・確定保険料申告書(事業主控)	
	健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬月額決定通知書(一部)※全員分は不要	
	配置職員ローテーション表(最も直近に開園した認可施設について令和8年4月のうち児童最多登園日のもの)	様式 7

項目	内容	様式
7-①資金計画	施設整備費の事業別収支一覧表	様式 8
	収支シミュレーション（借入金元金の返済が終了するまでの期間について作成すること）	様式 9
	収支シミュレーション＜人件費内訳＞	様式 10
	借入金返済計画	様式 11
	その他、人件費試算等の資料	様式自由
7-②決算書等	直近 3 年間の決算書類、計算関係書類 ※社会福祉法人は、計算関係書類も提出すること。 ※計算関係書類：貸借対照表、収支計算書、同付属明細書（本部及び拠点ごとの注記を含む）	様式自由
	法人税及び法人市民税について、滞納のないことの証明書（前 3 事業年度分） ※非課税事業者など証明書が発行できない場合は「非課税事業者であることの申告書（任意様式）」を添付	・法人税は納税証明書（その 4） ・法人市民税は納税証明書
	預金残高証明書（自己資金分について、応募申込日前 1 か月以内に発行されたもの）	様式自由
	借入残高に関する法人の申出書（借入残高がある場合は、応募申込日前 1 か月以内に発行された残高証明書を添付）	
	代表者の所得税及び市（府）民税について、滞納のないことの証明書（前 3 年分）	・所得税は納税証明書（その 4） ・市（府）民税は納税証明書
8 その他	応募前における地域住民等への説明（記録）	様式 12
	誓約書（事業者用）	様式 13
	誓約書（土地・建物所有者用）	様式 14

※原本証明は全ての書類について不要です。